

旭川医科大学大学の森みどりの保育園規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学大学の森みどりの保育園規程の一部を改正する規程

旭川医科大学大学の森みどりの保育園規程（平成18年旭医大達第100号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第8条（略） （庶務） 第9条 協議会の庶務は、総務部<u>人事課</u>において処理する。 （雑則） 第10条 この規程に定めるもののほか、保育園の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第8条（略） （庶務） 第9条 協議会の庶務は、総務部<u>総務課</u>において処理する。 （雑則） 第10条 この規程に定めるもののほか、保育園の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p>